

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の
免許等の申請についての一部改正について

医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請手続については、「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」（昭和35年4月14日医発第293号厚生省医務局長通知。以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を新旧対照表のとおり改正し、令和8年10月26日より適用することとしたので通知するとともに、関連する留意事項を下記のとおり示すので併せて了知されたい。

記

- 1 栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第132号）施行後の令和8年9月17日以後、個人番号の記載欄が追加された新様式となる。令和8年10月25日以前においてはサービスイン前の試行運用期間にあたる場所、申請に伴う添付書類の扱いや審査に関しては本改正以前の取扱と同様とすること。
- 2 マイナポータルにてオンライン申請した場合に限り医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の免許交付事務については令和8年10月26日より都道府県を経由せず、厚生労働省から直接申請者宛に免許証を交付すること。